

「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和7年10月）」新旧対照表

新	旧
第1編 共 通 編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1 ～ 1-1-4 [略] 1-1-5 施工計画書 1. ～5. [略] 6. 受注者は、監督員が指示した事項について、更に詳細な施工計画書を提出しなければならない。 7. [略] 1-1-6 ～ 1-1-14 [略] 1-1-15 工事の一時中止 (1)～(2) [略] (3)関連するほかの工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合 (4)～(6) [略] 2. ～3. [略] 1-1-16 ～ 1-1-19 [略] 1-1-20 建設副産物 1. ～7. [略] 8. 処理の適正委託 受注者は、産業廃棄物処理業者に処理を委託する際には、あらかじめ適正な処理委託が可能であることを確認し、委託契約は必ず文書にて収集運搬業者及び処分業者のそれぞれと行わなければならない。 また、受注者は、設計図書等に明記された産業廃棄物の処理にあたっては、事前に「廃棄物処理計画書」を作成し、同計画書に処理先等の必要事項を明記するとともに、処理業者の許可証の写しを監督員に提出しなければならない。 また、委託先及び廃棄物に変更を生じた場合は直ちに「廃棄物処理計画書」を再提出するものとする。 9. ～10. [略] 1-1-21 ～ 1-1-24 [略] 1-1-25 工事完成検査 1. [略] 2. 受注者は、しゅん工届を提出する際には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。 (1)設計図書(追加、変更指示も含む。)に示される全ての工事が完成していること。 (2) [略] (3)設計図書により義務付けられた施工管理資料(工事記録写真、出来形管理資料、工	第1編 共 通 編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1 ～ 1-1-4 [略] 1-1-5 施工計画書 1. ～5. [略] 6. 受注者は、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。 7. [略] 1-1-6 ～ 1-1-14 [略] 1-1-15 工事の一時中止 (1)～(2) [略] (3)関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合 (4)～(6) [略] 2. ～3. [略] 1-1-16 ～ 1-1-19 [略] 1-1-20 建設副産物 1. ～7. [略] 8. 処理の適正委託 受注者は、産業廃棄物処理業者に処理を委託する際には、あらかじめ適正な処理委託が可能であることを確認し、委託契約は必ず文書にて収集運搬業者及び処分業者のそれぞれと行わなければならない。 また、受注者は、設計図書等に明記された産業廃棄物の処理にあたっては、事前に「廃棄物処理計画書」を作成し、同計画書に処理先等の必要事項を明記するとともに、処理業者の許可証の写しを監督員に提出しなければならない。 また、委託先及び廃棄物に変更を生じた場合は直ちに「廃棄物処理計画書」を再提出するものとする。 <u>なお、がれき類(コンクリート殻、アスファルト殻、廃路盤材等)の搬出先については県土整備部で承認されたがれき類の再資源化施設を原則とする。</u> 9. ～10. [略] 1-1-21 ～ 1-1-24 [略] 1-1-25 工事完成検査 1. [略] 2. 受注者は、しゅん工届を提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1)設計図書(追加、変更指示も含む。)に示されるすべての工事が完成していること。 (2) [略] (3)設計図書により義務付けられた施工管理資料(工事記録写真、出来形管理資料、工

新	旧
事関係図等)の整備が全て完了し、監督員に提出していること。 (4) [略] 3. ～6. [略] 1-1-26 ～ 1-1-30 [略] 1-1-31 工事中の安全管理 1. 受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針、建設機械施工安全指針、港湾工事安全施工指針、潜水作業安全施工指針、潜水安全施工指針及び作業船団安全運航指針を参考にして常に工事の安全に留意し災害の防止に努めなければならない。 2. ～15. [略] 16. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとする。 17. ～19. [略] 1-1-32 ～ 1-1-34 [略] 1-1-35 環境対策 1. [略] 2. 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督員に連絡し、監督員の指示があればそれに応じなければならない。 第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、本章1-1-39官公庁への手続き等6及び7の規定により対応しなければならない。 3. ～8. [略] 1-1-37 交通安全管理 1. ～8. [略] 9. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。 表 [略] ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、ほかの車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。 1-1-38 諸法令、諸法規の遵守 1. 受注者は、当該工事に関する諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。 なお、主な法令、法規は以下に示すとおりである。 (1)～(71) [略] (72) 個人情報保護に関する法律 (平成15年法律第 57号) (73)～(91) [略] 2. [略] 1-1-39 ～ 1-1-42 [略] 1-1-43 不可抗力による損害 1. [略] 2. 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で定める基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。	事関係図等)の整備がすべて完了し、監督員に提出していること。 (4) [略] 3. ～6. [略] 1-1-26 ～ 1-1-30 [略] 1-1-31 工事中の安全管理 1. 受注者は、土木工事等施工技術安全指針、建設機械施工安全指針、港湾工事安全施工指針、潜水作業安全施工指針、潜水安全施工指針及び作業船団安全運航指針を参考にして常に工事の安全に留意し災害の防止に努めなければならない。 2. ～15. [略] 16. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとする。 17. ～19. [略] 1-1-32 ～ 1-1-34 [略] 1-1-35 環境対策 1. [略] 2. 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督員に報告し、監督員の指示があればそれに応じなければならない。 第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、本章1-1-39官公庁への手続き等6及び7の規定により対応しなければならない。 3. ～8. [略] 1-1-37 交通安全管理 1. ～8. [略] 9. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。 表 [略] ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。 1-1-38 諸法令、諸法規の遵守 1. 受注者は、当該工事に関する諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。 なお、主な法令、法規は以下に示すとおりである。 (1)～(71) [略] (72) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第 58号) (73)～(91) [略] 2. [略] 1-1-39 ～ 1-1-42 [略] 1-1-43 不可抗力による損害 1. [略] 2. 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で定める基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

新	旧
(1)波浪、高潮に起因する場合 波浪、高潮が想定している設計条件以上、又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合 (2)降雨に起因する次のいずれかに該当する場合 1)24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう。)が80mm以上 2)1時間雨量(任意の60分間における雨量をいう。)が20mm以上 3)連続雨量(任意の72 時間における雨量をいう。)が150 mm以上 4)その他設計図書で定めた基準 (3)強風に起因する場合 最大風速(10分間の平均風速で最大のもの)が15m／秒以上あった場合 (4)河川沿いの施設に当たっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合 (5)地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合 地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合 3. [略] 1-1-44 ～ 1-1-52 [略]	<u>[新設]</u> (1)降雨に起因する次のいずれかに該当する場合 1)24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう。)が80mm以上 2)1時間雨量(任意の60分間における雨量をいう。)が20mm以上 <u>[新設]</u> <u>[新設]</u> (2)強風に起因する場合 最大風速(10分間の平均風速で最大のもの)が15m／秒以上あった場合 <u>[新設]</u> (3)地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合 地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合 3. [略] 1-1-44 ～ 1-1-52 [略]